



島根県報

令和7年3月25日（火）

第 6 0 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則	（政策企画監室）	3
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
退職手当支給細則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	4
危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則	（消 防 総 務 課）	4
興行場法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	5
島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農 業 経 営 課）	6
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	7
洪水特別警戒水位の設定（2件）	（河 川 課）	7
水防警報を行う河川の指定（2件）	（ 〃 ）	8
土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	（砂 防 課）	9
土砂災害警戒区域の指定（4件）	（ 〃 ）	10
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）	（ 〃 ）	11
土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	12
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	（建 築 住 宅 課）	12
建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部改正	（ 〃 ）	12
二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程の一部改正	（ 〃 ）	13

【公 告】

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬 事 衛 生 課）	13
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	14

公布された条例等のあらまし

◇ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

ふるさと島根寄附条例の規定により受け入れた寄附金を財源に行う事業として同条例で定めるもののほかに知事が別に定める事業に、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）に関する事業を追加することとした。（第2条・別記様式関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

職員に対して支給する旅行雑費に、旅行者に支払う旅行業務取扱料金を追加することとした。（第8条関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴う規定の整理（第4条の4関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇退職手当支給細則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第6条関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講申請に係る様式の整備（様式第4号関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

- (1) 引用する条項の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項の整理（第2条・第3条関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第27号

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根寄附条例施行規則（平成20年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）に関する事業
別記様式中

12 事業の指定をしない部分	円	を
----------------	---	---

12 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）に関する事業	円	に
13 事業の指定をしない部分	円	

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第28号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(4) 旅行者者に旅行業務取扱料金を支払う場合 実費額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第2号中「日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

退職手当支給細則の一部を改正する規則

退職手当支給細則（昭和29年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を、「第56条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則

様式第4号中

「危険物取扱者保安講習受講申請書」

を

「

※受 講 日

※受 講 番 号

危険物取扱者保安講習受講申請書

「

に、

氏 名	
-----	--

を

」

「

氏 名	(免状と同じ表記でご記入ください。)
-----	--------------------

に、

」

「

受 講 希 望		第 1 希 望	第 2 希 望	を
	希 望 地	市・町	市・町	
	希 望 月 日	月 日	月 日	

」

「

受 講 方 法	対面講習 ・ オンライン講習 (どちらかを○で囲む)	
受 講 希 望 (対面のみ)	月 日	市・町

に、

」

年 月 日	を	S . H . R 年 月 日	に改め、同様式の(注)の1中「こと」の次
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	
年 月 日		S . H . R 年 月 日	

」

に「。ただし、※欄は記入しないこと」を加え、同様式の(注)の4中「4,700円」を「5,300円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則(昭和59年島根県規則第96号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和59年島根県条例第25号」の次に「。第7条第1項において「条例」という。」を加える。

第4条第2項第1号中「第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項」を「第247条第1項」に改める。

第6条第1項中「前条第1項」を「第2条第1項」に、「廃止したとき」を「廃止したときは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第33号

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則（平成24年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に、「第5号」を「第7号」に改める。

第3条中「同条第2号及び第3号」を「同条第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第157号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飯石郡飯南町長谷721-1	田	3,212
飯石郡飯南町長谷722-1	田	2,384
飯石郡飯南町長谷727-1	田	1,356
飯石郡飯南町長谷733-1	田	1,464

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和7年4月1日	権利の始期から令和12年3月31日まで	42,080

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
飯石郡飯南町長谷721-1	高橋 彰治
飯石郡飯南町長谷722-1	高橋 彰治
飯石郡飯南町長谷727-1	高橋 彰治
飯石郡飯南町長谷733-1	高橋 彰治

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第158号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町平原1431、1507、1509－1、八雲町熊野4302、5922－1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第159号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町小浜イ1053－1、イ1054－1、イ1055－1、イ1056、イ1057

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第160号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

洪水特別警戒水位の設定（平成31年島根県告示第248号）は、廃止する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸山達也

水系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	洪水特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
斐伊川	神戸川	出雲市佐田町上橋波 (飯南町・出雲市 境) から同市馬木町 (1341-2地先) ま で	出雲市佐田町上橋波 (飯南町・出雲市 境) から同市所原町 (5551-1地先) ま で	下橋波	出雲市佐田町 下橋波	2.80
				八幡原	出雲市佐田町 八幡原	4.00
				佐田	出雲市佐田町 反邊	5.30
				木村橋	出雲市所原町	5.30

島根県告示第161号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸山達也

水系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	洪水特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
江の川	都治川	江津市波積町本郷 (波積ダム下流) か ら同市松川町市村 (江の川合流点) ま で	江津市波積町本郷 (波積ダム下流) か ら同市松川町下河戸 (江の川合流点) ま で	都治	江津市都治町	3.00

島根県告示第162号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

水防警報を行う河川の指定（平成31年島根県告示第249号）は、廃止する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸山達也

水系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
斐伊川	神戸川	出雲市佐田町上橋波 (飯南町・出雲市 境) から同市馬 木町 (1341-2地 先) まで	出雲市佐田町上橋波 (飯南町・出雲市 境) から同市所 原町 (5551-1地 先) まで	下橋波	出雲市佐 田町下橋 波	1.90	1.50
				八幡原	出雲市佐 田町八幡 原	2.60	1.80
				佐田	出雲市佐	2.95	2.45

				田町反邊		
			木村橋	出雲市所 原町	3.90	2.60

島根県告示第163号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

水 系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
江の川	都治川	江津市波積町本郷 (波積ダム下流) から同市松川町市 村（江の川合流 点）まで	江津市波積町本郷 (波積ダム下流) から同市松川町下 河戸（江の川合流 点）まで	都治	江津市都 治町	2.00	1.50

島根県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和2年島根県告示第717号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 解除に係る市町村の名称
益田市
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘A
- 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第218号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

柳井1C

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

山中

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

旭が丘、野郷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
益田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘A
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
大田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
柳井1C
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年島根県告示第718号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
益田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘A
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第220号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

柳井1C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

旭ヶ丘A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第173号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年島根県告示第447号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第2号中「令和7年6月19日」を「令和10年6月19日」に改める。

第6号(4)中「、大田市」を削る。

島根県告示第174号

建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成20年島根県告示第183号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(適用範囲)

第9条 第2条から前条までの規定は、閲覧所において登録簿等を一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

島根県告示第175号

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程（平成23年島根県告示第822号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(適用範囲)

第9条 第2条から前条までの規定は、閲覧所において名簿を一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚2-1-6
 - 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区大手町2-8-5
 - 3 講習日程
第1日 令和7年8月18日
第2日 令和7年8月25日
第3日 令和7年9月1日
 - 4 募集期間及び申込受付期間
募集 令和7年5月19日から同年6月3日まで
受付 令和7年6月11日から同月24日まで
 - 5 講習会場
松江テルサ
島根県松江市朝日町478-18
 - 6 受講料
1人20,000円
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月28日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（空中写真測量・数値図化）

2 作業期間

令和6年5月7日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

益田市神田町地内から鹿足郡津和野町枕瀬地内まで